

環 技 審 第 1 3 号  
令 和 元 年 7 月 1 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会  
会長 山 本 玲 子



(仮称) アマテラス白石ソーラーファーム建設事業に係る環境影響評価準備書  
について (答申)  
平成31年4月22日付け環対第36号で諮問のありましたこのことについては、別紙の  
とおりです。

# (仮称) アマテラス白石ソーラーファーム建設事業 環境影響評価準備書に係る答申

## 1 全般的事項

- (1) 当事業は、白石市福岡深谷地区において山林等を大規模に開発し太陽光発電所を建設する事業である。

事業実施区域は蔵王高原県立自然公園内に位置し、その周辺には蔵王連峰や集落等も存在していることに加え、山林等の大規模な地形改変が行われるため、多くの環境影響が考えられることから、事業計画の検討に当たっては、より一層の環境負荷の回避及び低減に配慮すること。
- (2) 対象事業実施区域に隣接して同種の事業が行われているため、景観及びそれ以外の環境要素についても累積的な影響の有無を確認し、環境影響の予測及び評価を行うこと。
- (3) 対象事業実施区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音・低周波音

- イ 5%時間率騒音レベル( $L_{A5}$ )等高線図について、計算過程を含め、作成方法を明確にすること。
- ロ 対象事業実施区域周辺において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」における基準値を当てはめることは実態に合わないため、適用する基準値について再度検討した上で、必要に応じて評価のやり直しを行うこと。

### (2) 地盤の安定性

対象事業実施区域の一部は、土石流危険溪流に指定されていることから、事業の実施に当たっては、下流側の安全を考慮し、適切な環境保全措置を実施すること。

### (3) 動物

- イ 太陽光発電施設の外周に設置するフェンスについては、ノウサギやタヌキ等の小動物の移動が妨げられない設計とすること。
- ロ オオタカ等の希少猛禽類については、目視調査だけでは行動圏を適切に把握できないため、「猛禽類保護の進め方(改訂版)―特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて―(平成24年12月環境省)」を参考にして、現地の植生や地形条件等を考慮した解析を行うこと。また、工事完了後3年以上の事後調査を実施すること。以上の結果を踏まえて、適切な環境保全措置を実施すること。

#### (4) 植物

イ 変更による影響が予測された種について、移植による代償措置が検討されているが、原則は「生息域内保全」であるため、既存の生息地の保全を優先すること。

ロ ヤマジソは県内陸部における標本産地が極めて限られており、保全上の重要性が高い。また、本群落は「露頭崩落地」という特殊な立地に存在し、移植が困難である可能性が高いこと及び本種の群落の位置は、営農型区域の辺縁部にあたり、事業計画に大幅な変更を加えなくても生息地の保全が可能と思われることから、生息地の保全を優先すること。

なお、ツレサギソウやコオニユリの生息地点も営農型区域の辺縁部に位置しているため、同様に保全すること。

ハ 対象事業実施区域及びその周辺では、森林性の重要種（ヤマシャクヤク、センウズモドキ、エビネなど）が多くの地点で確認されているため、残置森林を増やすなど、生息地の保全を優先すること。また、やむを得ず移植等の代償措置を講じる場合は、より広範囲で生息状況の調査を行い、個体数の多い種については、既存の生息地付近に分散して移植するなど、より確実性の高い方法を検討すること。

ニ 対象事業実施区域及びその周辺では、重要なコケ植物および水草種（イチョウウキゴケ、ヒメビシ、イトトリゲモ）が複数確認されており、事業実施による土砂流入や水量及び水質の変化によって、生息環境への重大な影響が懸念される。このことから、これら植物種への影響を改めて評価した上で、生息地を確実に保全できるよう回避を前提とした環境保全措置を実施し、改めて評価すること。

#### (5) 生態系

生態系の事後調査に当たっては、調整池が多数設置されることに伴い、特定の種が増加すること等による生態系への影響についても調査を行うこと。

#### (6) 景観

イ 太陽光パネルからの光の反射については、反射光と散乱光を明確に区別し、輝度を測定した条件を記載すること。その上で、色彩だけではなく、太陽光パネルを多く並べることによる光害についても、適切に予測及び評価を行うこと。

ロ 太陽光パネルからの光の散乱光または反射光によって、白石城天守閣からの眺望に影響があると認められる場合は、遮蔽のための植林や造成計画の見直しなど、適切な環境保全措置を実施すること。

(7) 廃棄物等

イ 事業の実施及び終了後に発生する廃棄物については、再生利用及び最終処分等の処理方法を明確にした上で、関係機関とも調整した具体的処分先を、検討経緯を含めて明示すること。

ロ 発電設備については、供用中の破損・強風による飛散などの発生リスクおよび耐用年数や更新時期を考慮した、適切な処分計画を示すこと。

(8) 温室効果ガス等

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの考え方を基本として、太陽光パネルの製造及び運搬、工事、供用並びに廃棄等に係る排出量を使用する太陽光パネルの種類、供用期間等も踏まえて算出し、その結果を基に改めて評価を行うこと。その際、現存する森林を伐採したことによる排出量も考慮すること。また、事後調査を行い、排出量を適切に把握すること。

(9) 放射線の量

イ 造成等の工事によって、放射性物質を含む泥水が対象事業実施区域外に流出しないよう、適切な環境保全措置を実施すること。

ロ 放射線の量について、事後調査項目に追加するとともに、対象事業実施区域内の空間放射線量 (Sv/h) だけではなく、区域内の土壌の放射能 (Bq/kg) も測定すること。

(10) その他

イ 太陽光パネルの設置に伴う周辺気温などの気候変化について、現況の把握及び既設太陽光発電施設の実測値などを用いて、調査、予測及び評価を行うこと。その結果を踏まえ、営農、動植物、生態系等への影響に対し、適切な環境保全措置を実施すること。

ロ 買取停止により送電系統への出力制御が行われる場合や事故その他の事由に備え、発電した電気を有効に活用する方法について検討すること。